

3 都市施設の整備方針

(1) 交通施設の整備方針

① 交通体系の基本的な考え方

本県では、九州の東の玄関口としての拠点化と国際的な交流の促進、並びに都市内や都市・地域間の交流促進に向けて、道路や港湾、空港、鉄道やバス等の公共交通などの各交通手段を整備するため、コンパクト・プラス・ネットワークの推進において、都市機能や居住の集約と併せて交通ネットワークの総合的、一体的な整備が重要です。

そのため、公共交通網形成計画等に基づき、公共交通の維持・確保に努めるとともに、デマンド型交通など新たな交通モードの導入を推進します。さらに、次世代モビリティサービス等の先端技術を活用した新たな交通システムの導入について検討を進めます。

なお、新たな道路整備や公共交通の導入にあたっては、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進します。

② 道路の整備方針

一体的な都市圏の形成、効率的な都市機能分担を図るための都市間連携を実現するため、広域都市圏、連携都市圏の軸を形成する高速道路ネットワークの整備を促進していきます。また、これら高速道路ネットワークの整備と同時に、各都市の IC 周辺の道路整備については、市街地、観光地、主要施設、周辺開発プロジェクト等の配置状況を考慮して、土地利用と一体となった整備の促進を行います。

都市内の幹線道路については、必要に応じて道路網の見直しを行い、都市の骨格を形成する幹線道路や中心市街地の再生に資する道路など、真に必要性の高い幹線道路を優先的に整備促進します。さらに、緊急輸送道路に指定されている路線や都市と集落をつなぐ重要な路線については、道路関連施設の防災対策を推進します。

さらに、防災面や景観面等から、道路の無電柱化への取組みを進めていきます。

③ 公共交通の整備方針

車社会の浸透や郊外部への大型店の立地などにより、バスをはじめとする公共交通離れが進んでいますが、高齢化社会や環境問題に対応して、公共交通の重要性を再認識し、効率的で持続可能な公共交通ネットワークを構築していくべきです。

これには、主な公共交通であるバス交通を確保する必要があります。公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用の促進や交通結節点の整備充実のほか、バスレーンの指定、ノンステップバスの導入支援をはじめとするバリアフリー化の推進、パークアンドライドの促進、デマンド型交通やコミュニティバス等、地域住民のニーズを踏まえた新たな交通モードの導入など、地域の様々な団体との協働による取組を進めながら、公共交通の優位性を確保するハード、ソフト両面からの対応を行っていきます。

また、中心市街地の空洞化の進行とともに、中心部への交通量が減少し、公共交通の利用減少に拍車をかけていることから、中心市街地の再生など交通需要を効率化させる都市構造を検討します。

拠点間の連携については、施策効果の発現状況を見極めながら、短期・中期・長期と段階的に公共交通網の強化を図ります。短期では主要拠点間を結ぶ幹線交通網の強化と交通結節点の強化など、中期では幹線交通網と接続する地域内交通網の強化など、長期では幹線交通の速達性やサービスレベルの更なる強化について、主に取り組むものとします。

（２）下水道・河川施設の整備方針

下水道及び河川については、住民の快適な暮らしを支えるために不可欠な都市施設です。一方、今後社会インフラの老朽化はますます進むことが予測され、これらの施設を適切に維持管理していく必要があります。

下水道については、市街化の動向や他の都市基盤整備との整合を図りながら整備を進めるとともに、既存施設の適切な点検、アセットマネジメントによる整備・維持管理に努めます。

河川については、災害時に住民の生命や財産を浸水から守るため、河川改修事業等を進めるとともに、河川管理施設の長寿命化、親水機能を備えた住民の憩いとやすらぎの場づくりに努めます。

（３）公園施設の整備方針

公園は、住民の憩いの場としての役割のほかに、自然の保全や自然を活かした都市景観の形成、一時避難地や救援・救護活動の拠点地区としての防災機能など多くの役割を担っています。

公園の種類には、身近な公園としての街区公園や近隣公園、ゆつくりと過ごすことのできる地区公園や総合公園、スポーツや自然、歴史とのふれあいを主な目的とする運動公園や広域公園、特殊公園などがあり、その利用の仕方もさまざまです。

このような公園については、体系的な配置を考え、計画的に整備を進めていく必要があります。

特に、広域公園については、次の方針に沿って配置します。

- ① 地域のレクリエーション活動の拠点となる広域公園については、５つの圏域（別府湾広域都市圏、県北広域都市圏、県南連携都市圏、豊後大野竹田連携都市圏、日田玖珠連携都市圏）を単位として、人口規模等を踏まえ、適正な規模なものを、各地域毎に１箇所以上配置します。
- ② 県の記念事業や優れた県土資源の保全活用、重要施策等に対応する広域公園については、地域に関係なく適宜配置します。
- ③ 広域交通体系にあわせた広域公園のネットワーク形成につながる配置を目指します。
- ④ 県土及び地域の将来構造にあわせた地域振興策と結びつく場所への配置を目指します。
- ⑤ 地域の自立や個性の強化につながる配置を目指します。

なお、公園の配置については、計画段階から住民参加を促し合意形成を図るとともに、

必要性、実現性の低い公園については見直しを行うなど、効率的な整備を行っていきます。また、既存の公園については、適切な維持・管理や機能改善・長寿命化を図るとともに、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりとして、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等を検討します。

（４）廃棄物処理施設の整備方針

廃棄物処理施設は、これまでの住民の反応を見る限り、積極的に誘致しようという位置付けにはない状況にあります。しかし、都市活動と環境への配慮を考えれば必要な施設であることは言うまでもありません。

一般廃棄物処理施設については、県の定めた「大分県廃棄物処理計画（H28年）」や市町村の一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画的な整備を進めるものであり、市町村において、検討・調整の上、都市計画決定することを基本とします。

この際、広域的な配置調整が必要となる場合を想定し、あらかじめ立地基準を設けるなどの準備を行っておく必要があります。

一方、産業廃棄物については、事業者の自らの責任において処理することが原則ですが、都市計画上の位置の妥当性についても十分に検討していきます。

4 自然緑地等保全の方針

自然緑地等の保全に当たっては、本県の県土特性や上位計画での県土形成の施策の方向、課題等を踏まえて、次のような方針を定めます。

自然緑地等の保全に当たっては、より実効性のある方法を検討する必要があります。このため、従来の関係法令に基づく土地利用規制だけでなく、都市計画の視点からも自然地として保全・再生すべき地域を定めるとともに、グリーンインフラの取組等と連携しながら、自然緑地等の保全を推進していきます。

これら保全する地域、保全策の策定に当たっては、農林漁業との調和が図れるよう十分配慮するとともに、緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を効果的に発揮できるよう定めていきます。

また、都市計画区域外においても、他法令の土地利用規制状況を勘案しつつ、景観計画や歴史的風致維持向上計画などにに基づきながら、自然緑地等の保全に努めます。

（１）県土の豊かな自然と調和した自然共生型の都市環境づくり

近年、世界レベルでの地球環境問題への意識の高まりを受け、都市計画の視点からも、気候変動を考慮した自然環境の再生やグリーンインフラを活用した取組の必要性が叫ばれています。

本県は、山・海・川の豊かな自然に恵まれており、この豊かな自然に包まれる形で都市計画区域が分散的に設けられています。県土の豊かな自然を活かした自然共生型の都市環境づくりを推進し、環境先進県を目指すため、都市住民の身近な緑の保全や創出に努めま